

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

交付規程

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

交付規程

平成29年4月3日

S I I-29B-規程-003

(通則)

第1条 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱（20170216財資第2号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 S I Iは、高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、様式第1交付申請書の別紙1による「暴力団排除に関する誓約事項」（以下「誓約事項」という。）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 S I Iは、様式第1による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査

及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、S I Iは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項に該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I Iが第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I Iが第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第19条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (10) 補助事業者は、第22条第2項及び第23条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費

税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(12) 誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による申請取下書をS I I に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認等)

第9条 補助事業者は、交付申請書で提出された補助事業の内容をやむを得ない理由で変更する必要があるときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

2 S I I は、前項に基づく補助事業計画変更申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。

3 S I I は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができるものとする。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をS I I に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、S I I の要求があったときは速やかに様式第6による補助事業状況報告書をS I I に提出しなければならない。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS I I が定める期日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をS I I に提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第13条 S I I は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I I の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I I が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 S I I は、様式第7による補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類

の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第16条 S I Iは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

（手続）

第17条 補助事業者は、様式第1による交付申請書、様式第3による申請取下書、様式第4による補助事業計画変更申請書、様式第5による補助事業事故報告書、及び様式第7による補助事業実績報告書の手続の代行を、第三者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。
- 3 補助事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。
- 4 S I Iは、補助事業者及び手続代行者が偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、補助事業申請により得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

（協力）

第18条 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 S I Iは、次の各号のいずれかに該当する場合は第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1）補助事業者が法令若しくは本規程に基づくS I Iの処分又は指示に違反した場合。
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- （4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は

一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 S I I は、第4項の補助金及び前項の加算金が期限内に納付されない場合は、延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

- 第20条 S I I は、加算金を徴収する場合、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。
- 2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第21条 S I I は、延滞金を徴収する場合、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 2 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
 - 3 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 S I I は、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることがある。

(財産処分の制限等)

第23条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、S I Iが別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による補助事業財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

4 S I Iは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 補助事業申請者は、誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他の必要な事項）

第25条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

(別表)

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額

対象経費の区分	内容	補助率	補助金の 上限額
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	高性能な建材の導入に係る経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）	1／3以内	120万円／戸

※申請代行手数料・消費税は、補助対象としない。

【 個 人 】

様式第1（交付申請書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

申 請 者 郵 便 番 号

住 所

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日

実印

共同申請者 郵便番号
（リース業者等） 住 所

会 社 名

代表者等名

実印

手続代行者 郵便番号

住 所

会 社 名

代表者等名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

記

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の 住所	〒	—	
	都道 府県	市区 町村	

2. 補助金交付申請予定額

--

円（税抜）

3. 事業期間

着工予定日	平成	年	月	日	完了予定日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

4. 暴力団排除に関する誓約

別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	() —	E-mail	@
FAX番号	() —	緊急連絡先 (携帯等)	() —

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒	—	
	都道 府県	市区 町村	
電話番号	() —	緊急連絡先 (携帯等)	() —
FAX番号	() —		

7. 手続代行者連絡先

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒	—	
	都道 府県	市区 町村	
電話番号	() —	緊急連絡先 (携帯等)	() —
FAX番号	() —		

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

別紙 2

役員名簿

法人・団体名等 : _____

[illegible]

(注1)
申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2)
集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3) 役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1（交付申請書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

申 請 者 郵 便 番 号

住 所

（ふりがな）

氏 名

実印

共同申請者 郵 便 番 号
（リース業者等） 住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

手続代行者 郵 便 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1-2 (交付申請書)

記

1. 工事対象住宅の情報

申請 集合住宅の住 所	〒 一 市区町村		
	建物名	総戸数	戸

2. 補助金交付申請予定額

--

円（税抜）

3.事業期間

着工予定日	平成	年	月	日	完了予定日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

4. 暴力団排除に関する誓約

別紙 1 に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	() -	E-mail	@
F A X 番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒 ー 都道府県 市区町村		
電話番号	() ー	緊急連絡先 (携帯等)	() ー
F A X番号	() ー		

7. 手續代行者連絡先

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒 ー 都道府県 市区町村		
電話番号	() ー	緊急連絡先 (携帯等)	() ー
F A X 番号	() ー		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

別紙 2

役員名簿

法人・団体名等 : _____

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		

(注1)

申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2)

集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A 4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事

印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

1. 補助金の対象となる工事の内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

2. 補助金交付予定額 円

3. 一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）は、交付規程第15条の規定に基づき、提出された補助事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項に該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I Iが第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I Iが第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第19条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (10) 補助事業者は、第22条第2項及び第23条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- (12) 誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること

- (1) 適正化法第条第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

6. その他、S I I の付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第3（申請取下書）

交付決定番号

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補助事業者 郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

実印

共同申請者 郵便番号

（リース業者等） 住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

手続代行者 郵便番号

住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

申請取下書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程第7条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業申請の取下げを申請します。

取下げの理由

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付決定番号

様式第4（補助事業計画変更申請書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補 助 事 業 者 郵 便 番 号

住 所

（ふりがな）

氏 名

実印

共 同 申 請 者 郵 便 番 号

（リース業者等） 住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

手 続 代 行 者 郵 便 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

補助事業計画変更申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る計画変更を申請します。

1. 工事内容の変更

申請時の工事内容	変更後の工事内容

2. 変更の理由

※工事内容の変更によって補助金交付申請予定額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知に記載された金額が上限になります。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 5（補助事業事故報告書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補 助 事 業 者 郵 便 番 号

住 所

（ふりがな）

氏 名

実印

共 同 申 請 者 郵 便 番 号

（リース業者等）住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

手 続 代 行 者 郵 便 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

補助事業事故報告書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について報告します。

1. 事故の原因および内容

2. 事故に対してとった処置

3. 事故が工事に及ぼす影響

4. 工事の遂行及び完了予定

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第6（補助事業状況報告書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補助事業者 郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

実印

共同申請者 郵便番号

（リース業者等）住 所

会 社 名

代表者等名

実印

手続代行者 郵便番号

住 所

会 社 名

代表者等名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

補助事業状況報告書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程第11条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の状況について報告します。

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿



補助事業者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

実印

共同申請者 郵便番号

(リース業者等) 住 所

会 社 名

代表者等名

実印

手続代行者 郵便番号

住 所

会 社 名

代表者等名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

補助事業実績報告書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程第12条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の工事の完了を報告するとともに補助金の交付を申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

記

1. 工事完了日 平成 年 月 日

2. 補助金交付申請額

--

円（税抜）

3. 補助金の振込先

金 融 機 関				支 店				預金種類	口 座 番 号							口 座 名 義（申請者本人）	
【金融機関名】				【支店名】				☐ 普 通 ☐ 当 座 ☐ その他 ()								【ｶﾅ名義】	
【銀行コード】				【支店コード】												【漢字名義】	

※7桁の数字を右詰めで記入

4. 申請者連絡先

電話番号	() -	E-mail	@
FAX番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -

5. 共同申請者 担当者連絡先

会社名				所 属	
担当者				E-mail	@
住 所	〒 - 都道府県 市区町村				
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -		
FAX番号	() -				

6. 手続代行者連絡先

会社名				所 属	
担当者				E-mail	@
住 所	〒 - 都道府県 市区町村				
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -		
FAX番号	() -				

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補助事業者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

実印

共同申請者 郵便番号

(リース事業者等) 住 所

(ふりがな)

氏 名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

補助事業承継承認申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)交付規程第13条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の承継承認の届出を申請します。

1. 承継する
補助事業者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

2. 補助事業者の地位の承継理由

3. 補助事業者の地位の承継予定日

平成 年 月 日

4. 添付資料

- ① 承継の概要
② 補助対象事業誓約書

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

補助事業者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

実印

共同申請者 郵便番号
(リース業者等) 住 所

会 社 名

代表者等名

実印

平成 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

補助事業財産処分承認申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)交付規程第23条第3項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る財産処分の届出を申請します。

1. 処分方法

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他(具体的に)
----	----	----	----	----	-----------

その他(具体的に)

2. 処分の時期

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3. 処分の理由

4. 処分の条件 (処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。